



# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
 発行所 京都府  
 政策法務課  
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
 印刷所 中西印刷株式会社  
 電話 (075) 441-3155

## 目次

告	示	ページ
○道路の区域変更	(乙訓土木事務所)	735
○道路の供用開始	(〃)	〃
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	736
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除	(〃)	〃

○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 737
公 告	
○京都府労働委員会補欠委員の候補者の推薦	(労働政策室) 〃
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) 739

## 告 示

### 京都府告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月21日から令和7年11月4日まで縦覧に供する。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 西京高槻線
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡京市神足二丁目129から	前	最小 8.8m 最大 22.0	88.9
	後	最小 22.0 最大 22.0	
長岡京市神足二丁目708・709合併まで			

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

### 京都府告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月21日から令和7年11月4日まで縦覧に供する。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 西京高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区間	期日
長岡京市神足二丁目129から 長岡京市神足二丁目221の2まで	令和7年10月21日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

## 京都府告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成27年京都府告示 第196号	早稲田(お1006)	乙訓郡大山崎町大山崎地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所



## 京都府告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栗生C(え3004)	長岡京市栗生清水谷地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天神B(え3005)	〃 天神2丁目地区	〃	〃
高台F(え3006)	〃 高台4丁目地区	〃	〃
早稲田(お1006)	乙訓郡大山崎町大山崎地区	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所



## 京都府告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成27年京都府告示 第197号	早稲田(お1006)	乙訓郡大山崎町大山崎地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

3 閲覧場所 大山崎町役場



## 京都府告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
粟生C(え3004)	長岡京市粟生清水谷地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高台F(え3006)	〃 高台4丁目地区	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

3 閲覧場所 長岡京市役所

## 公 告

第49期京都府労働委員会労働者委員3名の退任に伴う補欠委員の任命に当たり、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり補欠の労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 推薦資格を有する者

京都府の区域内のみに組織を有する労働組合（労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの）であること。

## 2 補欠の委員候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

## 3 推荐期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月21日（金）まで

4 推薦書の様式

別記様式のとおり

5 推薦書の提出先

京都府商工労働観光部労働政策室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

電話 (075) 414-5082

別記様式

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名

#### 第 49 期京都府労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、京都府労働委員会の補欠の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齡	所属労働組合名及び地位	略 歷	備 考

備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。

2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。

3 委員候補者を推薦しようとする労働組合は、京都府労働委員会の組合資格に関する審査を必ず受け、推薦書に当該資格審査証明書の写しを添付してください。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市伊勢田町浮面54から56まで、56の1、57、58  
(関連区域)  
宇治市伊勢田町浮面54の1、54の2、市有地、府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市中京区新町通六角下る六角町363  
S Q プロパティ 株式会社